

診療報酬加算に関するご案内

当院では、以下の施設基準に適合するものとして、近畿厚生局へ届出を行っています。

【ベースアップ評価料について】

当院では「外来・在宅ベースアップ評価料」(1)を算定しています。

これは物価高騰や賃上げが進む中で、良質な医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただく環境を整えるため、医療従事者の賃上げを行い人材確保に努める、診療報酬で設けられた取り組みです。

・初診 6点→23点(令和8年6月～)・再診 2点→6点(令和8年6月～)・対象職員 医師を除く当院に勤務する全職員
本加算による収入は、対象職員の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。
ご理解いただきますよう、お願いいたします。

【物価対応料について】

当院では昨今の物価高騰(光熱水費や医療材料費の上昇など)に対応するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しています。

・初診 2点(令和8年6月～)・再診 2点(令和8年6月～)

【夜間・早朝等加算について】

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、「夜間・早朝等加算」として50点を診察料に加算させていただきます。

・平日 18時以降 ・土曜 12時以降

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院では電子的診療情報連携体制整備加算を算定しており、以下の対応を行なっております。

- オンライン請求を行っています。
 - オンライン資格確認システムを行う体制を有しています。
 - 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数を記載した明細書を無料で発行しています。
 - 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室において閲覧・活用できる体制を有しています。
 - マイナンバーカードの保険証利用率について、30%以上の実績を有しています。
 - 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 上記の体制により、「電子的診療情報連携体制整備加算2」を算定しています。

・初診 9点(月1回) 令和8年6月～ ・再診 2点(月1回) 令和8年6月～

【一般名処方加算について】

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方加算1 10点→8点(令和8年6月～) *後発医薬品のある全ての医薬品が一般名処方されている場合
一般名処方加算2 8点→6点(令和8年6月～) *1品目でも一般名処方されている場合

【時間外対応体制加算について】

当院では、かかりつけの患者様が診療時間外に問い合わせがある場合にも対応できるような体制を整えています。

これは時間外のクリニックの体制に関する加算で、診療時間内に受診された再診患者様も対象となります
ご理解いただきますよう、お願いいたします。

・時間外対応体制等加算3 3点→4点(令和8年6月～)

夜間の数時間は携帯番号(090-1487-1876)にて原則対応できる体制をとっておりますが、やむを得ず対応できない場合や、深夜、休日、休診日等には、下記連絡先にご相談ください。

救急安心センターこうべ#7119(看護師が救急医療相談に対応し、緊急性及び受診の必要性を判断します)

※つながらない場合は「078-331-7119」へおかけ直し下さい